

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月6日
【報告者の氏名又は名称】	A T Cホールディングス2号株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03)3511-3959
【事務連絡者氏名】	代表取締役 松田 清人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	A T Cホールディングス2号株式会社 (東京都千代田区紀尾井町4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、A T Cホールディングス2号株式会社をいい、「対象者」とは、旭テック株式会社をいいます。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

旭テック株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成24年2月13日(月曜日)から平成24年4月5日(木曜日)まで(38営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年4月6日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	218,483,940(株)	218,483,940(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	218,483,940	218,483,940
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	659,231
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	75,296
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	53,629
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(g)	677,881
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	95.82

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。但し、特別関係者であるA T Cホールディングス1号株式会社(以下「A T C H 1」といいます。)が所有する株券等に係る議決権の数は、(i)平成24年4月6日においてA種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にA種優先株式を対象者が取得するのと引換えに交付されることとなる対象者普通株式数に係る議決権の数(59,990個)、及び()平成24年4月6日においてB種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にB種優先株式を対象者が取得するのと引換えに交付されることとなる対象者普通株式数に係る議決権の数(15,306個)の合計として計算しております。また、「dのうち潜在株券等に係る議決権の数(e)」は、「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」から、A T C H 1が平成24年4月6日現在所有するA種優先株式に係る議決権の数(11,141個)及びB種優先株式に係る議決権の数(10,526個)を控除した数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(g)」は、対象者の第105期第3四半期報告書(平成24年2月10日提出)記載の総株主等の議決権の数(普通株式に係る議決権の数655,194個、A種優先株式に係る議決権の数12,161個及びB種優先株式に係る議決権の数10,526個の合計677,881個)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成23年12月31日現在の発行済普通株式総数(691,272,907株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成24年2月10日に公表した「平成24年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成23年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(5,257株)を控除した691,267,650株に係る議決権の数(691,267個)に、同報告書に記載された平成23年12月31日現在のA種優先株式11,141,000株に係る議決権の数(11,141個)及び同報告書に記載された平成23年12月31日現在のB種優先株式10,526,316株に係る議決権の数(10,526個)を加えた712,934個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(g)」として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。